

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 1 3 号
平 成 2 9 年 7 月 5 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第181号。別添1:官報の写し。別添2:新旧対照条文)が本日公布されたところであるが、改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第67号。以下「改正法」という。)が平成29年6月21日に公布され、同年7月11日から施行されることに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)等の関係規定を整備するものである。

2 改正の概要

(1) 銃刀法施行令の一部改正

銃刀法施行令第12条第1項において、猟銃の所持の不許可の要件となる人の生命又は身体を害する罪が規定されているところ、同項について、改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第6条の2第1項又は第2項に規定するテロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪のうち一定のものが追加された。

(2) 施行期日

改正法の施行の日(平成29年7月11日)から施行することとされた。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五條の二第二項第二号及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七條第二号又の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）
第一條 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する罪」の下に「又は同法第六條の二第一項若しくは第二項に規定する罪（同法第一項第一号に掲げる罪（同法第三條（同法第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百八條若しくは第百九條第一項の罪、同法第百十七條第一項の罪（同法第百八條又は第百九條第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第百十九條、第百二十六條第一項若しくは第二項、第百四十六條前段若しくは第百四條の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九條第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五條第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七條第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三條第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）」を加え、同項第十七号中「平成十九年法律第三十八号」を削る。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二條 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する罪」の下に「又は同法第六條の二第一項若しくは第二項に規定する罪（同法第一項第七号に掲げる罪（同法第三條（同法第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百八條若しくは第百九條第一項の罪、同法第百十七條第一項の罪（同法第百八條又は第百九條第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第百十九條、第百二十六條第一項若しくは第二項、第百四十六條前段若しくは第百四條の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九條第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八條第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五條第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七條第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三條第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）」を加え、同法第十七号中「平成十九年法律第三十八号」を削る。

附 則

この政令は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十五 （略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第六条の二第二項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百八条若しくは第百九条第一項の罪、同法第百七十七条第一項の罪（同法第百八条又は第百九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第百九条、第百二十六条第一項若しくは第二項、第百四十六条前段若しくは第百四十四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に限る。）に当たる行為に係るものに限る。）</p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条に規定する罪（人の生命又は身体に</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十五 （略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条に規</p>

2
十八 (略)
危険を生じさせる行為に係るものに限る。

2
十八 (略)
定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）